

公益財団法人仙台市医療センター定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人仙台市医療センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市宮城野区に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、仙台市およびその周辺の地域住民の公衆衛生の向上と包括医療の推進を図り、もって住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オープンシステムによる登録医などからの不特定多数の紹介患者の診療
- (2) 登録医への共同利用施設として手術設備、高度医療機器および病床の提供
- (3) 地域医療支援病院として登録医に対する生涯研修の場の提供と初期研修医の育成
- (4) 登録医および一般から搬送される患者への救急医療の実施
- (5) 介護保険法による介護老人保健施設の運営ならびに居宅サービス事業および併設する診療所での外来診療
- (6) 公衆衛生に関する地域医療推進事業
- (7) 医学および医療の向上に関する調査研究
- (8) 生活習慣病予防の健康診断および生活指導ならびに大腸がん・乳がんの集団検診事業
- (9) その他、この法人の目的に資するための事業

2 前項の事業については、宮城県内の市町村において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 資産および会計

(財産の種別)

- 第 6 条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の 2 種類とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるもの（次の各号）をもって構成する。
- (1) 一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 172 条第 2 項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）
 - (2) 公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 16 号に規定する、第 4 条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産（以下「公益目的不可欠特定財産」という。）
 - (3) その他理事会で、基本財産とすることを決議した財産
 - (4) 公益法人への移行日以後に不可欠基本財産または公益目的不可欠特定財産および前号の基本財産として寄附された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産または交付を受けた補助金その他の財産についての取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持および処分)

- 第 7 条 基本財産については、適正な維持および管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により不可欠基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。
- 3 やむを得ない理由により公益目的不可欠特定財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

- 第 8 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

- 第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

- 第 10 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書および計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録およびキャッシュフロー計算書（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、会計監査人および監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を受けなければならない。
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金および重要な財産の処分または譲受け)

- 第 11 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において総理事の 2 分の 1 以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

- 第 12 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 3 章 評議員および評議員会

第 1 節 評議員

(定 数)

第 13 条 この法人に、評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

(選任等)

第 14 条 評議員の選任および解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者または 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人。）または業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人または同条第 3

項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 5 評議員のうちには、理事のいずれか 1 名とその親族その他特殊の関係がある者の数または評議員のうちいずれか 1 名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事およびその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（権 限）

第 15 条 評議員は、評議員会を構成し、第 18 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

- 第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任または任期満了後においても、第 13 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。また、補欠により選任された評議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（報酬等）

- 第 17 条 評議員には報酬を支給することができる。ただし、年間一人あたり 5 万円を超えない範囲とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員の決議により別に定める理事および監事並びに評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第 2 節 評議員会

(構成および権限)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事および監事並びに会計監査人の選任および解任
- (2) 理事および監事並びに評議員の報酬等並びに費用の額の決定およびその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告および決算の承認
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 21 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類および開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回 6 月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

- 第 21 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

- 第 22 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第 23 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

- 第 24 条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項およびこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係者を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 各理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。
- 3 第 1 項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 26 条 評議員会の議事については、評議員会運営規則に基づき議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印をする。

(評議員会運営規則)

- 第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員等および理事会

第 1 節 役員等

(種類および定数)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 この法人に、会計監査人を 1 名置く。
- 3 理事のうち、1 名を理事長とする。
- 4 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 29 条 理事および監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長は、理事会において選任する。
- 3 理事会の決議によって、副理事長、常務理事およびそれ以外の業務を執行する理事を選任することができる。ただし、副理事長および常務理事は 1 名以内とする。
- 4 前項の副理事長、常務理事およびそれ以外の業務を執行する理事をもって一般社団・財団法人上の業務執行理事とする。
- 5 監事および会計監査人は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 6 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事または監事並びに会計監査人に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 8 理事のうちには、理事のいずれか 1 名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 9 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務・権限)

- 第 30 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、副理事長に事故あるときまたは欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
 - 5 理事長、副理事長、常務理事およびそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
 - 6 理事長、副理事長、常務理事および前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事および会計監査人の職務・権限)

- 第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務および財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類および事業報告等を監査すること。
 - (3) 評議員会および理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会および理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行

為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の計算書類、財産目録およびキャッシュフロー計算書その他法令で定める書類の監査をし、会計監査報告を作成すること。
- (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。
- (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。また、補欠により選任された理事の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。また、補欠により選任された監事の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、第 28 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。

(解 任)

第 33 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

2 会計監査人が次の一に該当したときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

- 3 監事は、会計監査人が前項の各号の一に該当するときは、監事全員の同意によりその会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

- 第 34 条 理事および監事に対して、評議員会において、別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事および監事に評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。
- 4 会計監査人の報酬等は、理事長が理事会の決議を経、かつ監事の同意を得て定める。

(取引の制限)

- 第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、第 49 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除または限定)

- 第 36 条 この法人は、役員および会計監査人の一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第 115 条に定める非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、

その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000,000 円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(相談役および名誉院長並びに顧問)

第 37 条 この法人に、相談役および名誉院長および顧問を、それぞれ若干名を置くことができる。

- 2 相談役および名誉院長並びに顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 相談役および名誉院長並びに顧問の報酬については、評議員会において定める。また、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(相談役および名誉院長並びに顧問の職務)

第 38 条 相談役および名誉院長並びに顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 39 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 40 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時および場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更および廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長、常務理事およびそれ以外の業務を執行する理事の選任および解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分および譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任および解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更および廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確

保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制を言う。)の整備

- (6) 第 36 条第 1 項の責任の免除および同条第 2 項の責任限定契約の締結
- (7) この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。
 - イ 配当の受領
 - ロ 無償新株式
 - ハ 株主配当増資への応募
 - ニ 株主宛配布書類の受領

（種類および開催）

- 第 41 条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

（招 集）

- 第 42 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合および前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号または第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事および監事に対して通知しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 45 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係者を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 46 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 47 条 理事または監事もしくは会計監査人が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 30 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長および監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 49 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

- 第 50 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業、第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任および解任の方法並びに第 53 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業および第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任および解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、法令で定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 51 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第 52 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第 53 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日または当該合併の日から 1 か月以内に、評議員会の決議により国もしくは地方公共団体また公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に

贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により国もしくは地方公共団体または公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 55 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選定する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 56 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿および書類)

第 57 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事および評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会および評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 理事および監事ならびに評議員の報酬等ならびに費用に関する規程

- (7) 事業計画書および収支予算書等
 - (8) 事業報告書および計算書類等
 - (9) 監査報告書および会計監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿および書類
- 2 前項各号の帳簿および書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 58 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 8 章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

- 第 58 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第 59 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

- 第 60 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

佐々木 謙
遠藤 幸二
青沼 清一
清水 文人
上田 昌孝
宮川 菊雄
長嶋 英幸

- 4 この法人の設立の登記の日に就任する最初の監事は、次に掲げる者とする。

永山 勝教 阿部 信一

- 5 この法人の最初の理事長は佐々木謙とする。

- 6 この法人の最初の会計監査人は三本菅和史とする。

- 7 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

野田 譲
永井 幸夫
稲葉 信義
吉永 馨
千田 典男
伊藤 賢司
浅沼 孝和
伊藤 聰彦
藤本 章
中鉢 裕
水澤 亜紀子
中川 洋
三澤 壯義

附 則

1. 定款第 36 条第 2 項の変更については、平成 28 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。